

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝達に関する事項を定め、実施体制の確立を図る。

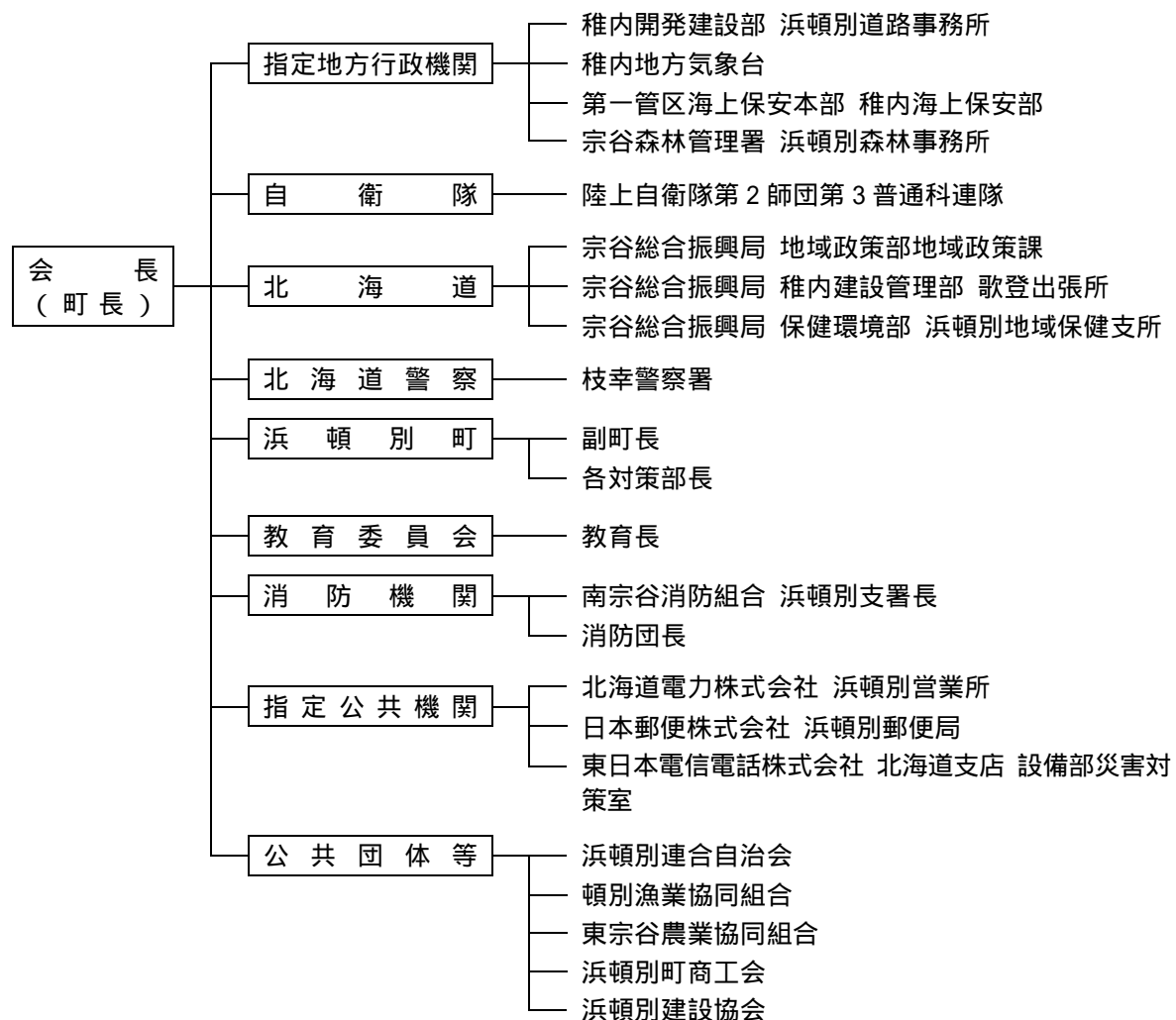
第1節 組織計画

第1 防災会議

防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づく浜頓別町防災会議設置条例(昭和37年条例第15号)第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害の発生時における情報の収集等を任務とする。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 防災会議の組織



2 運営

防災会議の運営は、浜頓別町防災会議条例の定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 浜頓別町防災会議条例（条例・協定等1）

第2 災害対策本部

1 設置

災害対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模で広域にわたるとき
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・冷（湿）害被害が発生したとき
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生したとき ・オホーツク海沿岸に津波警報が発表されたとき ・地震や津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

2 組織等

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

本部長：町長 副本部長：副町長 本部付：教育長 本部員：各部長・副部長

部	部長	副部長	構成班
総務対策部	総務課長	総務課長補佐	総務班、財政班、広報班、管財班
住民対策部	住民課長	住民課長補佐	税務班、住民班、環境生活班
保健福祉対策部	保健福祉課長	保健福祉課長補佐	福祉班、保健班、国保班
産業振興対策部	産業振興課長	産業振興課長補佐	農業振興班、水産林務班、商工観光班
建設対策部	建設課長	建設課長補佐	土木班、建設班、水道班
学校対策部	教育委員会次長	教育委員会主幹	総務学校班、社会教育班
支援部	議会議務局長		支援班
医療対策部	国民健康保険病院事務長	国民健康保険病院事務次長	医療班

3 災害対策本部の各部所掌事務

災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

部	班	所 掌 事 項	所管係
総務対策部	総務班	1 防災会議及び本部員会議に関する事 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 3 庁内の非常体制に関する事 4 気象の予報、情報の受理及び通知に関する事 5 避難の勧告又は指示の発令に関する事 6 災害情報の収集及び報告に関する事 7 各部（班）の連絡調整に関する事 8 救助法の適用に関する事 9 自衛隊の派遣要請の出勤要請に関する事 10 国、道に対する要請及び報告に関する事 11 他市町村との相互応援に関する事 12 公務災害補償に関する事 13 その他各部に属さない事 14 その他特命事項に関する事	総務係
	財政班	1 災害対策に必要な財政措置に関する事 2 義援金の受付保管に関する事 3 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事 4 その他特命事項に関する事	財政係 出納室
	広報班	1 住民に対する警報、避難命令、災害情報の広報に関する事 2 各地区との連絡情報に関する事 3 安否情報に関する事 4 本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事 5 災害の記録に関する事 6 通信連絡機能の確保に関する事 7 関係団体、住民組織等の出勤要請に関する事 8 住民組織等との連絡調整に関する事 9 その他特命事項に関する事	企画広報係

部	班	所 掌 事 項	所管係
総務対策部	管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 2 職員等の災害出動用被服等の調達及び配付に関する事 3 本部職員の食料等の調達供給に関する事 4 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関する事 5 車の借上げ及び町有財産の運行管理に関する事 6 災害応急資機材、物資の調達に関する事 7 その他特命事項に関する事 	管財係
住民対策部	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事 2 リ災証明に関する事 3 被災者の町税の減免等の措置に関する事 4 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事 5 その他特命事項に関する事 	税務係 収納対策係
	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難場所等への誘導に関する事 2 避難場所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関する事 3 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関する事 4 災害に係る相談、苦情等に関する事 5 その他特命事項に関する事 	住民係
	環境生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の防犯、交通安全に関する事 2 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関する事 3 避難所における仮設トイレの設置に関する事 4 被災地の防疫の実施に関する事 5 死亡者の収容及び安置に関する事 6 災害時の公害発生予防及び応急措置に関する事 7 行方不明者の捜索及び死体の処理、埋葬に関する事 8 その他特命事項に関する事 	環境生活係
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する炊出し及び食料品等の給与に関する事 2 救護施設の設置計画及び実施に関する事 3 救援物資の調達、若しくは受付、配付及び生活必需品の給与、貸与に関する事 4 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関する事 5 日赤救助機関との連絡調整に関する事 6 被災者相談に関する事 7 こども園児等の避難誘導、収容及び災害時のこども園の管理運営に関する事 8 災害時要援護者等の避難誘導に関する事 9 福祉施設利用者の避難誘導に関する事 10 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関する事 11 その他特命事項に関する事 	福祉係 地域包括支援センター こども園 学校給食センター
保健福祉対策部	保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災こども園等の医療、防疫及び給食に関する事 2 救急薬品その他衛生資材の供給確保に関する事 3 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事 4 その他特命事項に関する事 	保健係
	国保班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の国民健康保険料の減免に関する事 2 その他特命事項に関する事 	国保係

部	班	所 掌 事 項	所管係
産業振興対策部	農業振興班	1 農畜産関係の被害調査及び報告に関すること 2 農作物及び家畜の防疫に関すること 3 農畜産関係の被害対策及び復旧に関すること 4 農畜産関係の応急復旧に関すること 5 死亡獣畜処理に関すること 6 労務相談、供給に関すること 7 関係機関との連絡調整に関すること 8 主要食糧の調達に関すること 9 被災相談（産業関係）に関すること 10 その他特命事項に関すること	農業振興係 農業委員会
	水産林務班	1 水産・林業関係の被害調査及び報告に関すること 2 水産・林業関係の被害対策及び復旧に関すること 3 水産・林業関係の応急復旧に関すること 4 山火事消防に関すること 5 津波・高潮警報発令における港湾及び漁民対策 6 労務相談、供給に関すること 7 関係機関との連絡調整に関すること 8 被災相談（産業関係）に関すること 9 その他特命事項に関すること	水産林務係
	商工観光班	1 商工観光関係の被害調査及び報告に関すること 2 商工観光関係の被害対策及び復旧に関すること 3 商工観光関係の応急復旧に関すること 4 労務相談、供給に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 被災相談（産業関係）に関すること 7 その他特命事項に関すること	商工観光係
建設対策部	土木班	1 土木被害の調査及び路線の確保に関すること 2 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関すること 3 災害時における障害物の除去に関すること 4 災害時における救援物資、医療品等の輸送に関すること 5 応急対策及び復旧の資材、人員、食料等の輸送に関すること 6 その他特命事項に関すること	管理係 土木係
	建設班	1 道路、橋梁及び河川の応急措置に関すること 2 災害復旧に関すること（障害物の除去を含む） 3 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関すること 4 災害応急資材の確保に関すること 5 食料及び応急資材の輸送に関すること 6 公共施設等の被害調査及び応急対策に関すること 7 応急仮設住宅の設置に関すること 8 住宅の応急修理に関すること 9 災害時の車両（作業用を除く）の確保及び配車に関すること 10 関係機関との連絡調整に関すること 11 その他特命事項に関すること	建設課
	水道班	1 災害時の飲料水の確保及び給水に関すること 2 水道施設の被害調査及び応急措置に関すること 3 被災水道施設の復旧に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること 5 その他特命事項に関すること	上下水道係

部	班	所 掌 事 項	所管係
学校対策部	総務学校班	1 保育施設・教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 学用品等の配給に関すること 3 災害時の学校給食に関すること 4 児童・生徒の応急教育に関すること 5 児童・生徒の避難実施に関すること 6 児童・生徒・保護者との連絡調整に関すること 7 施設の応急利用に関すること 8 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること 9 教職員の動員に関すること 10 その他特命事項に関すること	教育委員会 総務学校係 社会教育係
	社会教育班	1 社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 各種団体との連絡調整に関すること 3 文化財の保護及び応急対策に関すること 4 施設の応急利用に関すること 5 その他特命事項に関すること	
支援部	支援班	1 議会との連絡調整に関すること 2 その他特命事項に関すること	議会事務局
医療対策部	医療班	1 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること 2 救護所の設置及び管理に関すること 3 医療等の委託に関すること 4 医療、助産の薬品等の調達に関すること 5 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること 6 助産及び被災者の救護に関すること 7 通院患者の避難誘導に関すること 8 その他特命事項に関すること	国保病院

その他特命事項について
 他の部（班）の応援・支援等の業務につくことを意味する。
 災害発生時には、本部全体の活動として主に対応に追われることが予想されるため、避難対策や災害時要援護者対策に関わる業務、また、水防、消火、救助などの各業務については、当該部（班）のみで対応することは困難であることも想定される。
 そのため、 の記載の部は、当該部の指示のもと、応援・支援等の業務につくものとする。

4 災害対策本部の設置基準等

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は次のいずれかに該当する場合に本部を設置するものとする。

ア 宗谷地方に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

イ 町の区域内で大規模な火災、爆発その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

(2) 災害対策本部の設置

ア 本部は町役場庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。

イ 町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、電話、防災行政無線等により周知するものとする。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止するものとする。

- ア 予想された災害発生の危険が解消したとき
- イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき

5 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

6 災害対策本部の運営

本部の運営は、浜頓別町災害対策本部条例(昭和41年条例第8号)の定めるところによる。

7 現地災害対策本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置するものとする。

8 災害対策本部を設置しない場合の準用

- (1) 町長は、本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置し、必要な災害対策を実施するものとする。
- (2) 前項の規定により連絡会議が設置された場合は、関係する部長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施するものとする。
- (3) 連絡会議の構成は、副町長、総務課長、産業振興課長、住民課長、保健福祉課長、建設課長、消防支署長、その他副町長が指名する職員とする。
- (4) 連絡会議は、災害発生の危険が解消したとき、又は本部が設置されたときは、解散する。

第3 本部員会議

1 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員のほか、本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。(災害対策本部組織参照)

2 本部員会議の協議事項

- (1) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関する事
- (2) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事
- (3) 関係機関に対する応援の要請に関する事
- (4) その他災害対策に関する重要な事項

3 本部員会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- (2) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (4) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長(総務課長)にその旨を申し出るものとする。

4 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

5 本部連絡員

- (1) 総務対策部長(総務課長)が必要と認めたときは、各部に本部連絡員を置くものとする。
- (2) 各部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、本部からの情報及びその調整を図る。
- (3) 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
 - ア 所属部内の動員及び配備体制状況の掌握
 - イ 応急対策の実施及び活動状況の掌握
 - ウ 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
 - エ 所属部内の災害に関する情報のとりまとめ
 - オ 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

第4 警戒・非常配備体制

1 非常配備体制の基準

非常配備体制の基準は、次のとおりとする。

図表 非常配備体制の基準

区分	種別	配備時期	配備内容
本部の設置前	第1非常配備体制	(1) 大雨、洪水、暴風等の警報又は情報等を受けたとき (2) 震度4の地震が発生したとき。 (3) オホーツク海沿岸に津波注意報が発表されたとき (4) 本部設置に至らない小規模災害が発生するおそれが生じた場合又は発生した場合	総務対策部及び各部長による情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。また、第2配備体制に移行し得る体制をとるものとする。
	第2非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき (2) 震度5弱の地震が発生したとき。 (3) オホーツク海沿岸に津波警報が発表されたとき (4) 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	関係各部の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。
本部の設置後	第3非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき (3) オホーツク海沿岸に大津波警報が発表されたとき (4) 予想されない重大な災害が発生したとき	災害対策本部の全員をもってあたるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

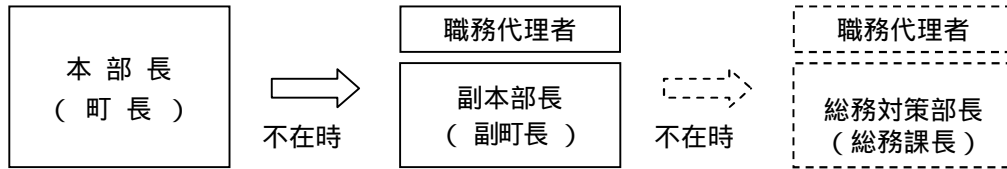
注 被害の状況等により、上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

2 非常配備体制の活動要領

非常配備体制は、次のように定めておくものとする。

なお、本部長（町長）不在時における指揮命令系統の確立のため、あらかじめ職務代理者を定めておくこととする。

図表 本部長（町長）不在時の職務代理者



(1) 動員の方法

ア 総務対策部長（総務課長）は、本部長の非常配備決定に基づき副本部長及び本部員（対策部長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知するものとする。

イ 各対策部長は、アの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。

ウ 配備要員は各対策部長からイの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各対策部長（各課長）は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに従って行うものとする。

(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

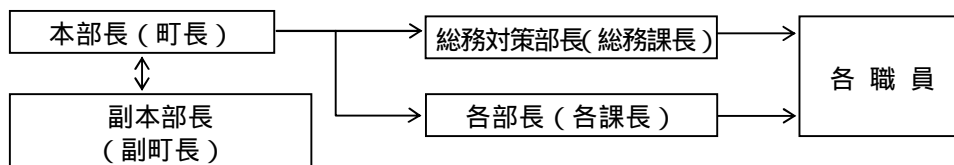
ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、本部長の指示により、総務対策部長は各対策部長に通知するものとする。

(イ) 各対策部長（各課長）は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

(ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等によるものとする。

図表 伝達系統（勤務時間内）



イ 勤務時間外（休日又は退庁後）の伝達系統及び伝達方法

(ア) 消防は、次の情報を受けた場合は直ちに総務対策部長（総務課長）に連絡するものとする。

a 気象警報等が北海道・宗谷総合振興局及びNTT 東日本仙台センタ、NTT 西日本大阪センタから通報された場合

b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合

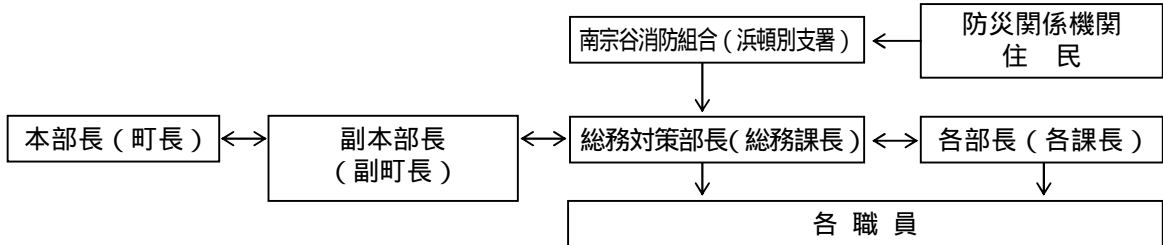
c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合

(イ) 総務対策部長（総務課長）は、必要に応じて関係部長、職員に通知するものとする。

する。

- (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずるものとする。
- (イ) 伝達は電話等によるものとする。

図表 伝達系統（勤務時間外）



(3) 警戒・非常配備体制化の活動

ア 第1 非常配備体制下の活動

第1 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

総務対策部長（総務課長）は、稚内地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。

イ 第2 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 総務対策部長（総務課長）は、稚内地方気象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。

(イ) 総務対策部長（総務課長）は、関係対策部長（各関係課長）に収集情報を提供し、及び各対策部の活動状況等を把握するものとする。

(ウ) 関係対策部長（各関係課長）は、総務対策部長（総務課長）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。

(イ) 第2 非常配備体制の職員の人数は、状況により関係対策部長（各関係課長）において増減するものとする。

ウ 第3 非常配備体制下の活動

非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催するものとする。

(イ) 各対策部長（各関係課長）は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。

(ウ) 総務対策部長（総務課長）は、関係対策部長（各関係課長）及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(イ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

a 災害の現況を対策部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。

b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。

c 関係対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

(4) 職員の緊急参集

ア 本部長は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。

イ 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。

(ア) 本部が設置された場合は、電話、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集するものとする。

(イ) 震度5弱以上の地震が発生したときは、動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。

(ウ) 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集するものとする。

ウ 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動することとする。

(ア) 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

(イ) 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

(ウ) 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

(イ) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、南宗谷消防組合（浜頓別支署）又は枝幸警察署（浜頓別駐在所）へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

第5 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（町長）は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。

(2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための収容避難所の管理運営に関すること。

- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関する事。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関する事。
- (5) 収容避難所内での炊出し及び被災者の世話に関する事。
- (6) 災害箇所の応急措置に関する事。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関する事。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長（町長）が協力を求める事項。

2 協力要請先

- (1) 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。
 - ア 浜頓別町社会福祉協議会
 - イ 浜頓別町各町内会
 - ウ 町内自主防災組織
- (2) その他の団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 住民組織との連携

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係する対策部とする。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報（注意報を含む）警報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は本計画に定めるところによる。

第1 注意報、警報並びに情報等の通報及び伝達

気象等に関する注意報、警報及び火災気象通報の発表、伝達等は気象業務法（昭和27年法律第165号）水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行われるもので、本町における注意報及び警報の種類、発表基準、伝達方法等は次によるものとする。

1 注意報及び警報の種類並びに発表基準

浜頓別町	府県予報区	宗谷地方			
	一次細分区域	宗谷地方			
	市町村等をまとめた地域	宗谷南部			
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間 45 mm	
		(土砂災害)	土砂雨量指数基準	89	
	洪水		雨量基準	-	
			流域雨量指数基準	頓別川流域 = 24, クッチャロ川流域 = 11, 仁達内川流域 = 7, 茂宇津内川流域 = 6	
			複合基準	-	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う	
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50 cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 30 mm		
		土壌雨量指数基準	76		
	洪水		雨量基準	-	
			流域雨量指数基準	頓別川流域 = 19, クッチャロ川流域 = 9, 仁達内川流域 = 6, 茂宇津内川流域 = 5	
			複合基準	-	
			視程河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う	
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ				
波浪	有義波高				
高潮	潮位				

	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	50 mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		
	なだれ	24 時間降雪の深さ 30 cm以上 積雪の深さ 50 cm以上で、日平均気温 5 以上		
	低温	5 月～10 月：(平均気温) 平年より 5 以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：(最低気温) 平年より 8 以上低い		
	霜	最低気温 3 以下		
	着氷	船体着氷：水温 4 以下 気温 - 5 以下で風速 10m/s 以上		
	着雪	気温 0 くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	80 mm		

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_h.html) を参照。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「川流域=30」は、「川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL(平均潮位)等を用いる。
- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(2) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(3) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(4) 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(5) 波浪警報及び注意点

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生する恐れがあるとときに発表される。

(6) 洪水注意報及び警報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

洪水の欄中、「川流域 = 30」は、「川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 5km 四方の領域ごとに算出する。

(7) 警報・注意報の種類と概要

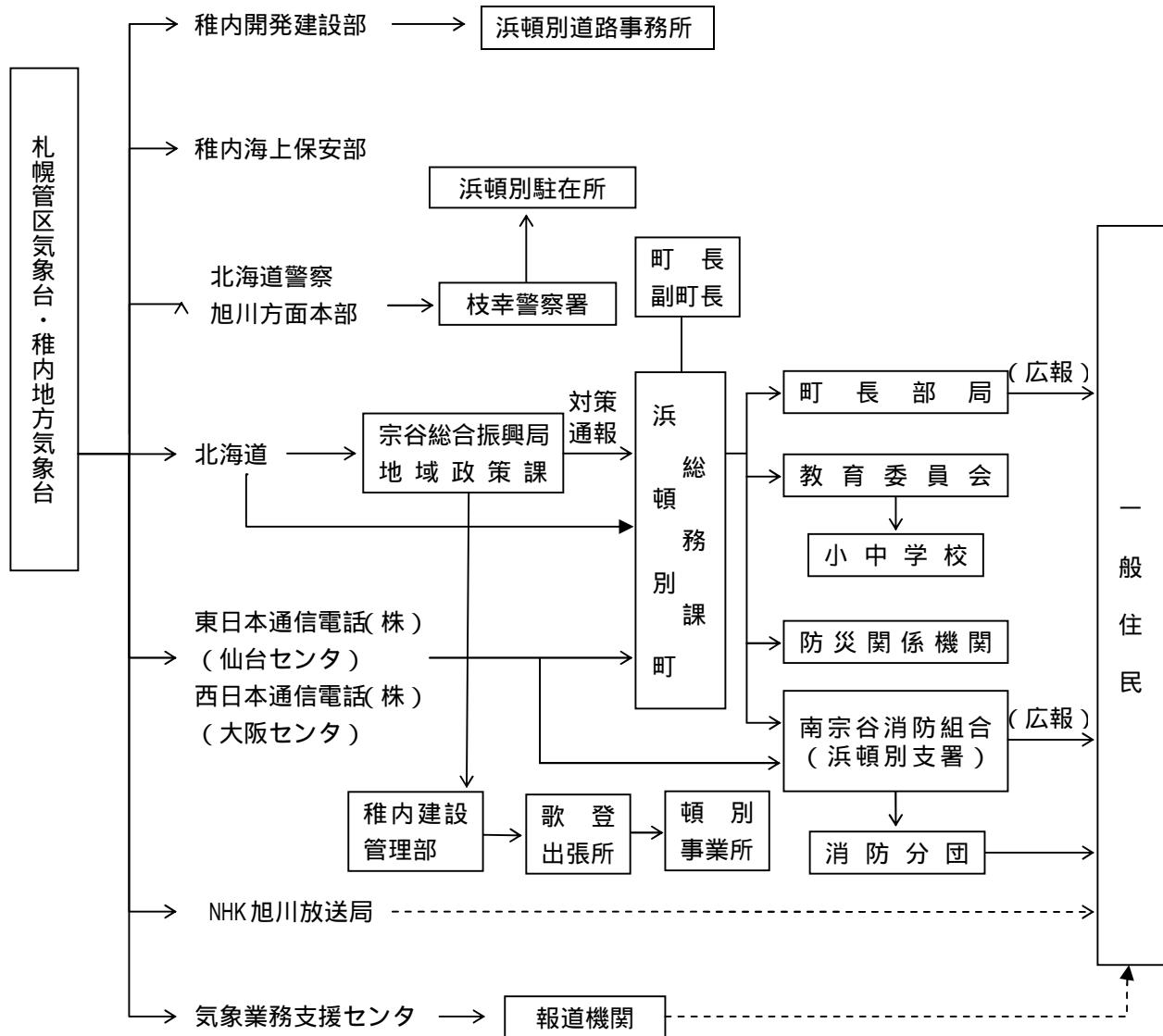
警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧をを付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報には（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や結果による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雨の下で発生することの多い突風や、「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害がはっせいしたり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	

2 注意報及び警報の伝達系統

気象注意報及び警報は、次のように伝達系統により、電話、無線、ファクシミリ、その他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達するものとする。

図表 予報（注意報を含む）警報、並びに情報等情報伝達系統図



- (1) 気象注意報及び警報等は、勤務時間中は総務課が、勤務時間外は、消防が受理するものとする。
- (2) 勤務時間外に消防が気象注意報、警報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（様式1）に記載するとともに、次に掲げる警報については、総務課長（不在のときは総務課補佐）に連絡するものとする。
〔連絡する気象警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕
- (3) 気象通報受理簿（兼送信票）は、宿日直業務終了後、総務課長に提出するものとする。
- (4) 総務課長は、気象注意報及び警報を受理した場合、速やかに町長、副町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

資料編〔様式〕 ・ 気象通報受理簿（兼送信票）(様式1)

3 水防活動用気象注意報及び気象警報

気象庁（稚内地方気象台）が、洪水、津波又は高潮により災害が起こるおそれがある場合に行う水防活動用の注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

(1) 水防活動用の注意報・警報の種類は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波によち沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2) 伝達系統

伝達系統については、予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等情報伝達系統図のとおりとする。

4 雨量情報・水位情報

(1) 予報基準地点と基準水位

町内を流れる頓別川の雨量・水位情報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」にて確認することができ、雨量情報・水位情報及び基準水位は、以下のとおりである。

図表 雨量観測地点

河川名	観測地点（所在地）	位置	標高	種別
クッチャ口湖	浜頓別 （浜頓別町クッチャ口湖畔）	緯度 045° 07' 30.00 経度 142° 21' 00.00	18m	テレメータ雨量

図表 観測地点と基準水位

河川名	観測地点（所在地）	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
頓別川	頓別川常盤 （金陽橋下流 300m 地点）	4.52m	6.15m	6.69m	7.98m

5 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第 22 条の規定に基づき、稚内地方気象台から北海道に通報されるものである。

通報された北海道は、管内市町村長に通報するものとする。

ア 通報基準

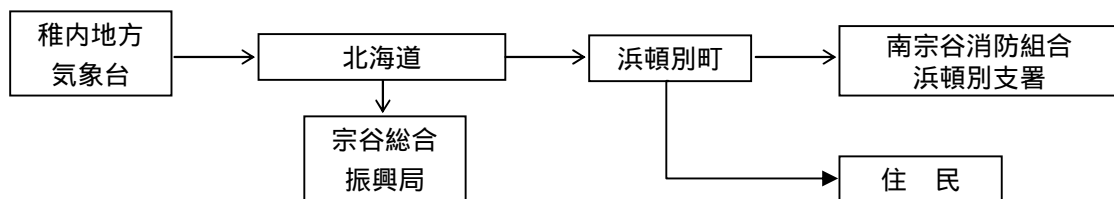
図表 通報基準

発表官署	通報基準
稚内地方気象台	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上 13m/s 以上が予想される場合。ただし、平均風速が 13m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。

図表 伝達系統



(2) 林野火災気象情報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章 第6節 林野火災対策計画」により実施するものとする。

6 気象等

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部と稚内地方気象台が共同して発表する情報をいう。

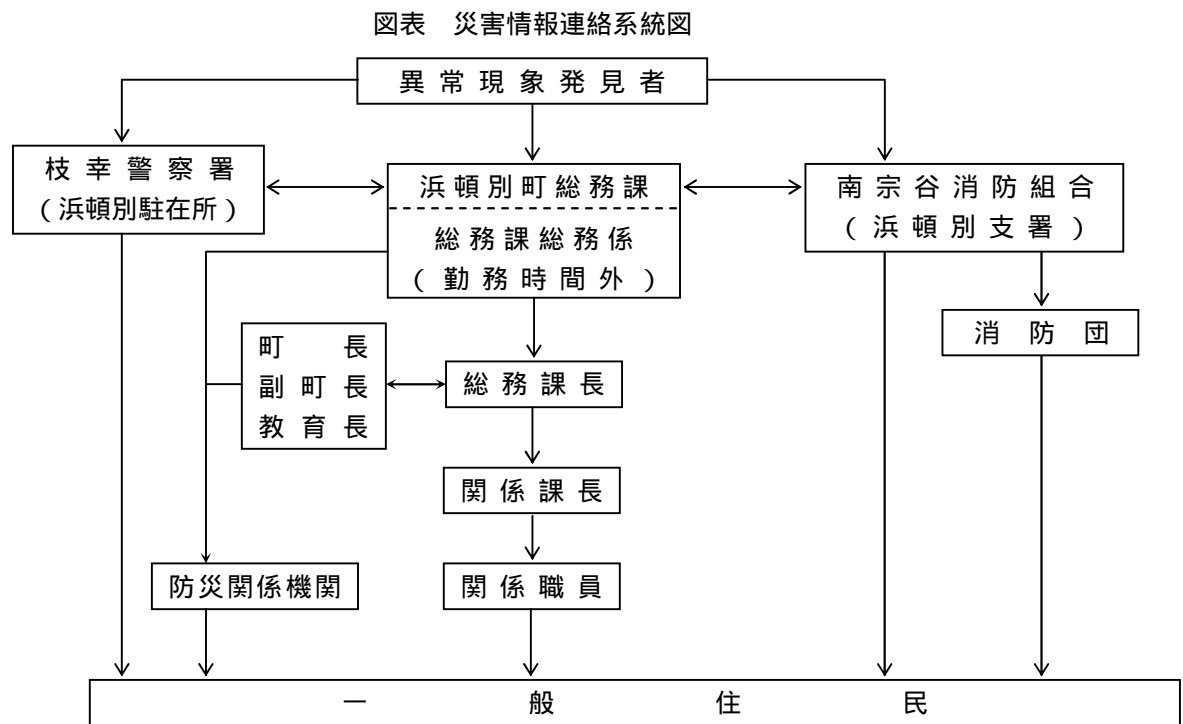
(6) 伝達系統

伝達については、予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等情報伝達系統図のとおりである。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生した場合、又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、災害情報連絡系統図により速やかに町、枝幸警察署（浜頓別駐在所）等に通報するものとする。



2 町への通報

異常現象を発見した場合、又は発見者から通報を受けた枝幸警察署、南宗谷消防組合浜頓別支署は、災害情報連絡系統図により直ちに町（総務課）に通報するものとする。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知

- (1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。
- (2) 防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図によるものとする。

4 通報の取扱い

- (1) 発見者からの通報は、勤務時間外にあっては消防が受理し、総務課長に報告するものとする。
- (2) 総務課長は、発見者又は消防からの通報を受けたときは、副町長に報告するとともに事務処理にあたるものとする。

5 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡するものとする。
- (2) 災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を宗谷総合振興局長に報告するものとする。

宗谷総合振興局（地域政策部地域政策課）

- | | | |
|---------------|---------------|---------|
| ・電話（NTT回線） | 0162-33-2526 | 内線 2192 |
| ・FAX（NTT回線） | 0162-33-2644 | |
| ・総合行政情報ネットワーク | 電話 6-510-2192 | |